

「第4期埼玉県教育振興基本計画（案）」に対する県民コメント（意見募集）の実施について

埼玉県・埼玉県教育委員会では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第3期埼玉県教育振興基本計画—豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育—」に基づき、本県教育の振興に取り組んでいます。

現行計画が令和5年度末に終期を迎えることから、令和6年度を初年度とする新たな計画について検討を行い、「第4期埼玉県教育振興基本計画（案）」としてまとめました。

策定に当たり、多くの県民の皆様の御意見を反映するため、「埼玉県県民コメント制度」により、下記のとおり御意見を募集いたします。

■県民コメントについて

1 募集期間

令和5年10月16日（月）～令和5年11月15日（水）（当日消印有効）

2 資料の入手方法

(1) 埼玉県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2203/4th-keikaku/iken.html>

(2) また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

・埼玉県教育局教育総務部教育政策課（県庁第二庁舎4階）電話 048-830-6990
（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）電話 048-830-2543
（平日 午前9時から午後5時まで）

・埼玉県の各地域振興センター・事務所
（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

南部 電話 048-256-1110 南西部 電話 048-451-1110

東部 電話 048-737-1110 県央 電話 048-777-1110

川越比企 電話 049-244-1110 西部 電話 04-2993-1110

利根 電話 048-555-1110 北部 電話 048-524-1110

秩父 電話 0494-24-1110 東松山事務所 電話 0493-24-1110

本庄事務所 電話 0495-24-1110

3 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所（県外在住の場合は通勤・通学する市町村名も併せて記載）、氏名、御意見

イ 法人その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

(2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 （住所は省略できます。）

埼玉県教育局教育総務部教育政策課 政策担当宛て

イ ファクシミリの場合

ファックス番号 048-830-4950

ウ 電子メールの場合

メールアドレス a6992-02@pref.saitama.lg.jp

※郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「第4期埼玉県教育振興基本計画（案）」としてください。

※意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※御意見については、別紙様式を御利用いただくか、任意の書面により上記の項目を記載し御提出ください。

4 意見の取扱い

(1) 県民の皆様の御意見をいただき、県議会の議決を経て「第4期埼玉県教育振興基本計画」を策定する予定です。

(2) いただいた御意見の概要とそれに対する県の考え方などを公表します。（プ

ライバシーに関する内容を除きます。)

なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。

(3) 個々の意見に対する個別回答や御提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

5 問合せ先

埼玉県教育局教育総務部教育政策課 政策担当

さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-6990 (直通) ファックス 048-830-4950

E-mail a6992-02@pref.saitama.lg.jp